# ６ 分掌事務

## 消防本部

### (1) 総務課

ア　本部、課の庶務に関すること。
イ　消防事務事業の企画及び総合調整に関すること。
ウ　職員の任免、分限、懲戒、服務、賞罰、その他身分に関すること。
エ　職員の人事に関すること。
オ　職員の教養、研修に関すること。
カ　文書及び消防統計に関すること。
キ　広報及び公聴に関すること。
ク　予算、決算、経理及び財政一般に関すること。
ケ　財産の取得、管理及び処分に関すること。
コ　契約に関すること。
サ　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
シ　職員の旅費に関すること。
ス　職員の公務災害補償、共済組合及び賞じゅつに関すること。
セ　職員の退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
ソ　職員等の表彰に関すること。
タ　条例、規則、規程及び告示等の公告式に関すること。
チ　例規集の編集に関すること。
ツ　儀式及び渉外に関すること。
テ　公印の管理に関すること。
ト　職員の被服に関すること。
ナ　職員の賠償に関すること。
ニ　職員の保健衛生、健康管理及び福利厚生に関すること。
ヌ　庁舎の維持管理に関すること。
ネ　備品、消耗品に関すること。
ノ　消防組合議会に関すること。
ハ　消防組合監査に関すること。
ヒ　公平委員会に関すること。
フ　防災センター運営管理に関すること。
ヘ　他の課の主管に属しないこと。

**(2)　予防課**

ア　課の庶務に関すること。
イ　建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
ウ　危険物の規制に関すること。
エ　少量危険物の貯蔵及び取扱いに関すること。
オ　指定可燃物等及び圧縮アセチレンガス等に関すること。
カ　防火管理に関すること。
キ　予防査察に関すること。
ク　防火対象物の予防措置に関すること。
ケ　消防用設備等に関すること。
コ　消防思想の普及宣伝に関すること。
サ　火災の原因調査及び損害調査に関すること。
シ　火災原因の研究に関すること。
ス　その他火災予防に関すること。

**(3)　警防課**

ア　課の庶務に関すること。
イ　火災その他災害の警防計画の樹立及び実施に関すること。
ウ　職員の教養、訓練に関すること。
エ　火災警報に関すること。
オ　消防団に関すること。
カ　消防用装備及び機械器具の運営管理に関すること。
キ　消防相互応援に関すること。
ク　消防地水利の調査及び運用に関すること。
ケ　救助業務に関すること。
コ　救急業務に関すること。
サ　火災統計及び救急救助統計に関すること。
シ　消防用施設に関すること。
ス　消防通信の企画に関すること。
セ　通信施設の整備及び計画に関すること。
ソ　通信業務の情報収集及び統計に関すること。
タ　通信施設の保守管理及び維持管理に関すること。
チ　福岡県防災行政無線の運用及び管理に関すること。
ツ　無線局の運用及び管理に関すること。
テ　その他警防に関すること。

## 消防署

(1)　消防署の庶務に関すること。
(2)　職員の服務、賞罰及び規律に関すること。
(3)　職員の配置及び勤務に関すること。
(4)　水火災その他の災害の警防計画に関すること。
(5)　水火災その他の災害の警戒防ぎょに関すること。
(6)　消防地理水利に関すること。
(7)　建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
(8)　火災予防査察に関すること。
(9)　危険物の規制に関すること。
(10)　少量危険物の貯蔵及び取扱いに関すること。
(11)　指定可燃物及び圧縮アセチレンガス等に関すること。
(12)　職員の教養、訓練に関すること。
(13)　救助業務の実施に関すること。
(14)　救急業務に関すること及び救急業務の実施に関すること。
(15)　気象情報に関すること。
(16)　火災等の原因及び損害の調査に関すること。
(17)　諸災害の被害調査に関すること。
(18)　火災報告、救急救助報告及び統計に関すること。
(19)　火災予防条例に規定する各種届出に関すること。
(20)　り災証明に関すること。
(21)　消防団の指導に関すること。
(22)　庁舎、消防用車両及び機械器具等の維持管理に関すること。
(23)　消防思想の普及宣伝に関すること。
(24)　消防通信に関すること。
(25)　その他消防署の分掌を適当とする事項